

# 「世田谷柔道クラブ」入会届（目的と規約）

師範 石道真輔 殿

私 \_\_\_\_\_ (印) は、以下の目的と規約を理解、同意し、「世田谷柔道クラブ」へ入会することを誓います。

令和 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日

## 道場（クラブ）の目的

**心技体の鍛錬：**礼節を重んじ、心技体を総合的に鍛え上げることで、個人の成長を促します。

**文武両道の精神：**学問と武道のどちらも尊重する精神を身につけます。

**チームワークと思いやり：**チーム活動を通じて仲間意識と思いやりを学び、幅広い人間関係を築きます。

**忍耐力と粘り強さ：**困難に直面しても諦めず、最後まで努力を続ける力を育てます。

**地域社会への貢献：**地域に開かれた道場として、積極的に地域社会へ貢献し、地域との連携を深めます。

## 規 約

- 第1条 指導者の指示に従い、精一杯稽古に励むこと。
- 第2条 後輩、同級生、父母、地域住民及び教師に対し、敬意を持って挨拶を行うこと。
- 第3条 学校、家庭、及び道場でのルールを遵守し、一貫した責任ある行動と言動を心掛けること。
- 第4条 道場の目的に沿って、日々の稽古を通じて体力、精神力、及び技術の向上を目指すこと。
- 第5条 交通事故を防ぐため、常に注意して通うこと。
- 第6条 車で来場する際は、周囲に迷惑をかけないように路上駐車を避けること。
- 第7条 貴重品は個人の責任で管理すること。
- 第8条 道場内の施設や備品を故意に破損・紛失させた場合は、その費用を当事者に請求する。
- 第9条 道場内での怪我、死亡、後遺症障害、入院、通院に関しては、入門時に加入した保険の範囲内で対応し、それ以外の請求には応じない。
- 第10条 道場外での稽古中に発生した怪我や事故について、当クラブは責任を負わない。
- 第11条 試合応援時には、相手チームに対して不適切な発言や行動を控えること。
- 第12条 地域社会との信頼を損ねる行為を避けること。
- 第13条 刺青がある者の入会を制限する場合がある。
- 第14条 他の道場との重複登録（全柔連登録を含む）は行わない。入会時に既に登録がある場合は抹消後、改めて登録を行う。
- 第15条 長期の欠席を予定している場合は、必ず師範に事前に申し出ること。
- 第16条 6ヶ月以上の長期欠席をする場合は、欠席開始の1ヶ月前に申し出ること、休会処理が可能である。
- 第17条 長期間の欠席や指導料の2ヶ月以上の滞納があった場合は、自動的に除名する。
- 第18条 退会する際は、退会1ヶ月前までに申し出ること。申し出がない場合の返金には応じられない。
- 第19条 稽古や試合の写真が道場のホームページやSNSに掲載されることがある。予めご了承ください。

【個人情報の取扱い】 取得した個人情報を名簿利用目的以外に使用することはありません。

## 「世田谷柔道クラブ」名簿

フリガナ 氏 名			
生年月日	年 月 日	学年	男 女
自宅住所	〒		
電話番号	自宅 携帯		
メールアドレス			
学校名			
身長			
体重			
備考欄			

【個人情報の取扱い】 取得した個人情報を名簿利用目的以外に使用することはありません。